

あきた元気創造でんき
「あきたENE！」
募集要項

令和8年1月23日

秋田県
東北電力株式会社

目 次

1	目的	1
2	定義	1
3	電力供給ブランド「あきたEネ！」による供給の適用内容	2
4	供給要件	3
5	申請手続	3
6	受付・審査・通知等	4
7	その他留意事項	5
8	問い合わせ先・時間帯	5

(添付)

別紙 電力量料金単価

様式1 「あきたEネ！」適用申請書

様式2 供給対象箇所一覧表

様式3 年間電気使用計画書

様式4 誓約書

あきたEネ！ 募集要項

秋田県と東北電力株式会社（以下「東北電力」という。）は、平成30年4月より、双方の協力のもと電力供給ブランド「あきたEネ！」を創設し、新規立地企業等や県内中小企業等の方々に対し、東北電力の標準的な電気料金から減額した価格で電力を供給しています。

このたび、電力供給ブランド「あきたEネ！」は、令和8年3月をもって適用期間を終了しますが、引き続き秋田県の経済発展に繋げることを目的に、令和8年4月以降も継続することとしました。

電力供給ブランド「あきたEネ！」の供給を希望される企業等にあっては、本募集要項（以下「要項」という。）にもとづき、申請書類を提出してください。

1 目的

秋田県と東北電力とは、秋田県が運営する水力発電所で発電された電力を活用して、一定の要件を満たした秋田県内の企業等に対して、東北電力の標準的な電気料金から低減した価格で電力を供給します。これにより、秋田県内の企業等の活動を支援し、もって秋田県の経済発展に繋がることを企図するものです。

2 定義

次の言葉は、この要項においてそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 企業等

法人その他の団体および個人事業主をいいます。

(2) 申請者

「あきたEネ！」による電力供給を希望し、この要項にもとづき申請する企業等をいいます。

(3) 供給対象箇所

「あきたEネ！」の供給を希望する場所であって、東北電力と単独で電力需給契約を締結している、または締結予定の秋田県内の需要場所をいいます。

(4) 新規立地企業等

秋田県内に新たに事業所を置く、または置く予定である企業等、もしくは事業を拡大した、または拡大する予定である企業等をいいます。なお、事業の拡大とは、生産設備の増設等を指します。

(5) 県内中小企業等

秋田県内に事業所を置く企業等のうち、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に規定する中小企業者等（同法第2条第2項第3号および第4号については、中小企業等経営強化法施行令（平成11年政令第201号）で定める法人に限ります。）、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業者および組合、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する組合または森林組合法（昭和53年法律第36号）に規定する組合に該当するものをいいます。

(6) 既適用者

供給対象箇所において、令和8年1月23日現在、「あきたEネ！」の適用を受けている事業者をいいます。

(7) 供給可能量

「あきたEネ！」による供給電力量の上限値（秋田県から東北電力への売電電力量相当である約2億9,000万キロワット時）をいいます。

3 電力供給ブランド「あきたEネ！」による供給の適用内容

「あきたEネ！」による供給の適用内容は、東北電力の「電気標準約款〔高圧〕」および「電気供給実施要綱（高圧）」（以下「標準約款等」という。）にもとづき締結している、または新たに締結する電力需給契約によるものとし、電気料金（以下「料金」という。）のうち、電力量料金単価を低減して適用します。

(1) 電力量料金単価

電力量料金単価は、標準約款等または電力需給契約書で定める電力量料金単価を低減した別紙「電力量料金単価」によります。

なお、標準約款等または電力需給契約書に定める電力量料金単価が変更された場合は、別紙「電力量料金単価」を変更します。

(2) 適用期間

「あきたEネ！」による料金の適用期間（以下「適用期間」という。）は、「あきたEネ！」の供給による料金の適用が開始された日（以下「適用開始日」という。）から、令和11年3月の料金にかかる計量期間の終期までとします。なお、適用開始日は「6(3)供給適否の通知」において発行される適用通知書の発行日（以下「発行日」という。）に応じて以下のとおりとします。ただし、新たに電気を使用される場合等で、需給開始日が適用開始日以降となるときは、適用開始日は需給開始日とします。

① 発行日が令和8年3月1日以前の場合

適用開始日は令和8年4月の料金にかかる計量期間の始期とします。

② 発行日が令和8年3月2日以降の場合

適用開始日は発行日の直後の計量期間の始期とします。ただし、発行日が計量期間の始期と同日となる場合は発行日とします。

(3) 契約種別

契約種別は、標準約款等に定める「業務用電力」「業務用季節別時間帯別電力」「業務用 ウィークエンド電力」「高圧電力S」「高圧電力」「高圧季節別時間帯別電力S」「高圧季節別時間帯別電力」のいずれかとし、契約種別が前記以外のとき、電力需給契約に付帯する契約種別（需給調整を実施する契約等）を適用しているときは、原則として「あきたEネ！」の供給を受けることができません。

(4) 適用期間中の解約の取扱い

① 秋田県または東北電力が非常変災その他の事由により「あきたEネ！」を供給することが困難となった場合は、「あきたEネ！」による契約を解約することができます。

② 申請者の都合により適用期間中に契約を解約する場合は、秋田県および東北電力がやむをえないと認める場合を除き、令和9年3月の料金にかかる計量期間の終期までに解約する場合には適用期間の当初に、令和9年4月の料金にかかる計量期間の始期から令和10年3月の料金にかかる計量期間の終期までに解約する場合には令和9年4月の料金にかかる計量期間の始期に、令和10年4月の料金にかかる計量期間の始期以降に解約する場合には令和10年4月の料金にかかる計量期間の始期に、それぞれさかのぼって、「あきたEネ！」の適用により低減を受けた額に相当する金額を精算するものとしま

す。

ただし、東北電力の「電気標準約款〔高圧〕」に定める「需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算」により料金の精算額を申し受ける場合は、その精算額の対象となった部分については精算しないものとします。

(5) その他

- ① 適用期間終了後に適用する電力量料金単価は、その時点における電力需給契約によるものとします。
- ② 適用内容に定めのない事項については、標準約款等によるものとします。

4 供給要件

「あきたEネ！」の供給は、次の要件を満たす申請者および供給対象箇所を対象とします。

- (1) 申請者は、秋田県内に事業所を置く、または置こうとする企業等であること。
- (2) 申請者は、供給対象箇所において、東北電力から「3(3)契約種別」に定める契約種別による電力の全量の供給を受けている、または受ける予定であること。なお、供給対象箇所における東北電力との電力需給契約の名義は、原則として申請者と一致していること。
- (3) 供給対象箇所は、受電電圧が高圧（標準電圧6,000ボルト）であること。
- (4) 申請者および供給対象箇所は、次に掲げる要件を満たすこと。

① 新規立地企業等

- ・ 秋田県または秋田県内各市町村から企業等の受け入れ決定（またはそれに準じる指定等）を受けている事業所であり、操業開始（予定）日が平成29年9月29日以降であること。
- ・ 供給対象箇所において、令和10年9月29日までに「あきたEネ！」の供給を受ける予定であること。
- ・ 供給対象箇所の契約電力が原則として50キロワット以上2,000キロワット未満であること。

② 県内中小企業等

- ・ 供給対象箇所において、令和10年9月29日までに「あきたEネ！」の供給を受ける予定であること。
- ・ 県内中小企業等のうち、供給対象箇所の契約電力が原則として50キロワット以上1,000キロワット未満であること。

- (5) 申請者は、次のいずれにも該当しないこと。

① 県税に係る徴収金を滞納している者

- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号および同条第6号の規定による暴力団または暴力団員が経営する企業もしくは実質的に経営を支配する企業またはこれに準ずる者

5 申請手続

申請手続は次のとおりです。なお、申請者が「6(3)供給適否の通知」において、「あきたEネ！」の適用が受けられる旨の通知を受けた場合には、この申請は、東北電力に対する電力需給契約の変更の申込みを兼ねるものとします。ただし、新たに東北電力から電気の供給を受ける予定である場合は、この申請とは別に東北電力に対して電気使用申込を行なってください。なお、既適用者において、この要項による適用を希望される場合は、東北電力から送付する

文書（「あきたEネ！」適用希望確認書）により、適用の意思表示がなされた返信をもって申請書類に代えるものとします。

(1) 申請方法

申請書類一式を、次の提出先へ郵送してください。

【提出先】〒010-0951 秋田県秋田市山王五丁目15番6号

東北電力株式会社 秋田支店販売本部 法人営業グループ

「あきたEネ！」受付係

(2) 申請期間

令和8年1月23日（金）より令和10年9月29日（金）までの間、先着順に随時受け付けます（当日必着）。ただし、供給可能量に達し次第、受付を終了します。

(3) 提出が必要な申請書類一覧

申請書類の種類	申請区分		摘要
	新規立地企業等	県内中小企業等	
「あきたEネ！」適用申請書 (様式1)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	様式ダウンロード可
供給対象箇所一覧表 (様式2)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	様式ダウンロード可
年間電気使用計画書 (様式3)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	様式2記載の箇所で、次のいずれかに該当する場合のみ提出してください。 ・東北電力との電力需給契約を新たに締結する予定がある ・年間の使用電力量の変更がある ・東北電力からの受電が1年未満
誓約書 (様式4)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	様式ダウンロード可
秋田県または秋田県内各市町村から企業等の受け入れ決定等を受けたことを証明できる資料	<input type="radio"/>		

6 受付・審査・通知等

(1) 受付

東北電力は、申請期間中、土日・祝日等（12月29日からその翌年の1月3日までを含む。）を除き、郵送にて申請を受け付けます。なお、受付日は申請書類の到着日とします。

(2) 審査

申請書の受付後、東北電力および秋田県産業労働部公営企業課において、申請書類により要件等の内容を審査し、供給可能量の範囲内※で「あきたEネ！」を適用する事業者を決定します。

※ 既に「あきたEネ！」の適用が決定している事業者の年間使用電力量を含みます。

(3) 供給適否の通知

「(2) 審査」の結果を、申請書を受け付けた日より概ね1ヶ月を目途として、随時申請者あてに書面にて通知します。

なお、既適用者においては、東北電力が「あきたEネ！」適用希望確認書を不備なく受理

したことをもって、「(2) 審査」の結果を「適用」として、書面により通知したものとみなします。

(4) 電力需給契約の変更

「(3) 供給適否の通知」後、東北電力は、「あきたEネ！」を適用する事業者に対して、「あきたEネ！適用開始通知書」を送付し、これにより変更後の契約が成立します。

7 その他留意事項

(1) 申請書類の取扱い

① 情報の利用

- ・ 秋田県は、審査に必要があるときは、申請書類に記載された情報について、関係機関に照会することができるものとします。
- ・ 東北電力は、申請書類に記載された情報について、「あきたEネ！」の供給のために利用することができるものとします。

② 申請書類の返却

提出された申請書類は、返却しません。申請書類の控えが必要な場合は、申請者各自において写しを取るなどしてください。

(2) 「あきたEネ！」による電力の供給を受ける企業等に対する調査

秋田県は、「あきたEネ！」の供給を受ける企業等に対し、県内産業を支援する目的で各種調査を実施することがありますので、その際はご協力をお願いします。

(3) 適用の解除等

① 申請書類に虚偽の記載、申請に不正の行為等があったと認められる場合や、供給要件に反すると認められる場合等は「あきたEネ！」の適用を解除します。また、特段の理由なく前項の調査に協力しないときは、「あきたEネ！」の適用を解除する場合があります。

② 「あきたEネ！」の適用が解除された企業等は、「あきたEネ！」の適用により低減を受けた額に相当する金額を、適用期間の当初にさかのぼって精算していただきます。

③ 「あきたEネ！」の適用が解除された企業等について、悪質な場合は、企業等の名称を公表することができます。

(4) 排出係数の扱い等

「あきたEネ！」は、東北電力の電源全体から供給するものであり、秋田県が運営する水力発電所で発電された電力に限定されるものではありません。申請に当たっては、そのことを承知いただくとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）にもとづく報告等に用いる排出係数については、東北電力の事業者別排出係数を用いることになります。

8 問い合わせ先・時間帯

東北電力株式会社 秋田支店販売本部 法人営業グループ

「あきたEネ！」受付係

9：00～17：00（土日・祝日、12月29日から翌年1月3日までを除く。）

〒010-0951 秋田県秋田市山王五丁目15番6号

電話：018-866-9617

FAX：018-865-1213

電力量料金単価

「あきたEネ！」の電力量料金単価（税込み）は、次のとおりとする。

令和8年4月1日以降直後に到来する計量日（以下「令和8年4月以降の計量日」という。）の前日までに使用される電気は、上段の電力量料金単価を適用し、令和8年4月の計量日以降に使用される電気は、下段の電力量料金単価を適用

ただし、新たな電力需給契約における料金適用開始日が、令和8年4月1日以降の場合、上記によらず下段の電力量料金単価を適用

1. 業務用電力を適用する場合

		夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	令和8年4月の計量日の前日まで	29円84銭	28円71銭
	令和8年4月の計量日以降	20円52銭	19円39銭

2. 業務用季節別時間帯別電力を適用する場合

1キロワット時につき	令和8年4月の計量日の前日まで	ピーク時間料金	昼間時間料金		夜間時間料金
			夏季料金	その他季料金	
1キロワット時につき	令和8年4月の計量日以降	33円36銭	31円91銭	30円91銭	24円84銭
	令和8年4月の計量日以降	24円05銭	22円60銭	21円60銭	15円59銭

3. 業務用ウィークエンド電力を適用する場合

1キロワット時につき	令和8年4月の計量日の前日まで	平日料金		休日料金
		夏季料金	その他季料金	
1キロワット時につき	令和8年4月の計量日以降	31円07銭	29円75銭	26円02銭
	令和8年4月の計量日以降	21円75銭	20円43銭	16円69銭

4. 高圧電力Sを適用する場合

1キロワット時につき	令和8年4月の計量日の前日まで	夏季料金	その他季料金
		29円43銭	28円36銭
1キロワット時につき	令和8年4月の計量日以降	20円11銭	19円04銭
	令和8年4月の計量日以降		

5. 高圧電力を適用する場合

1キロワット時につき	令和8年4月の計量日の前日まで	夏季料金	その他季料金
		27円89銭	26円96銭
1キロワット時につき	令和8年4月の計量日以降	18円57銭	17円63銭
	令和8年4月の計量日以降		

6. 高圧季節別時間帯別電力Sを適用する場合

1キロワット 時につき		ピーク時間 料金	昼間時間料金		夜間時間 料金
			夏季料金	その他季 料金	
1キロワット 時につき	令和8年4月の計量日の前日まで	33円40銭	31円95銭	30円67銭	24円84銭
	令和8年4月の計量日以降	24円09銭	22円64銭	21円36銭	15円59銭

7. 高圧季節別時間帯別電力を適用する場合

1キロワット 時につき		ピーク時間 料金	昼間時間料金		夜間時間 料金
			夏季料金	その他季 料金	
1キロワット 時につき	令和8年4月の計量日の前日まで	30円89銭	29円66銭	28円45銭	24円84銭
	令和8年4月の計量日以降	21円58銭	20円35銭	19円14銭	15円59銭